

フランスでの情報発信・交流促進業務委託仕様書

1 業務名

フランスでの情報発信・交流促進業務

2 業務の目的

本事業は、文化・芸術や食文化、サステナビリティに高い関心を有するフランスをターゲットに、秋田の文化・芸術、食、伝統工芸品、観光コンテンツを、トップセールスや自治体交流を通じて一体的・戦略的に発信することで、フランスにおける本県の認知度向上を図り現地自治体等との持続的な交流関係を構築することで、輸出額やインバウンド誘客の拡大を図ることを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和9年2月26日まで

4 業務内容詳細

受託者は、令和8年7月の事前調整のための出張と11月に実施するトップセールスのインパクトを最大化するための企画・調整・アテンドを行うこと。また、令和9年度のトップセールスに向けた事前調整を行うこと。

(1) 事業の全体設計

業務目的およびフランス市場の特性を踏まえた、ターゲット層（文化関係者、バイヤー等）に深く刺さるストーリー構成および事業の全体設計を示すこと。

(2) パリ日本文化会館でのトップセールス（会場は手配済）

ア 招待リストの作成および集客

- ・ターゲット（文化・芸術関係者、バイヤー、メディア、旅行業者等）の属性に合わせた招待リストを作成し、60名以上の有効なターゲットを参集させること。なお、招待候補については、事前に県と十分に調整すること。

イ レセプションの構成・演出

- ・秋田の文化・芸術、食、伝統工芸品、観光コンテンツの魅力を、フランス人に的確に訴求する形で演出・提供すること。
- ・レセプションでは、美術館の学芸員や伝統工芸士によるセミナーのほか、食品事業者によるプレゼンテーションを行う。（旅費は県が別途負担）
- ・レセプションで用いるパソコン、プロジェクタ、スクリーンやイーゼル等、試食・試飲で用いる調理器具や什器等については、事業者や会場と協議の上、必要なものを手配すること。
- ・レセプションの構成に合わせた通訳や試食提供員を手配すること。

ウ ケータリング手配および運営

- ・秋田の食材を活用したストーリー性のあるメニューを提案・提供すること。提供食材は、EUの輸入規制および衛生基準（HACCP等）を遵守したものであること。

エ 食品・伝統工芸品・プロモーションパネル等の輸出入・輸送業務

- ・使用物品の EU・フランス国内規制（成分、検疫、包装材等）への適合性を事前に調査・報告すること。
 - ・日本国内の集荷から、輸出入通関、現地搬入までを DDP（関税・諸税元払い）条件にて一括して行うこと。適切な貨物保険の付帯および温度管理を含む梱包を行うこと。
- オ 効果測定
- ・当日のアンケート実施および、今後の誘客に資する有効なコンタクト先のリスト化を行うこと。
- カ 事後処理
- ・イベント終了後の残余物品の適正な処分（現地廃棄または返送）を現地の法令に基づき実施すること。

（3）ランス市・ランス美術館との交流支援業務

ア 事前調整および折衝

- ・令和 8 年 7 月の事前出張および 11 月のトップセールスにおいて、ランス市・ランス美術館等への訪問にあたっての連絡・調整・折衝を行うこと。
- ・秋田県とランス市およびランス美術館等との継続的な自治体・美術館交流に向けた調整を行うこと。
- ・交流に際しては、秋田に大壁画のある藤田嗣治を通じた歴史・文化的繋がりを背景としたストーリー構成を行うこと。

イ 現地アテンドおよび通訳

- ・訪問時の同行アテンド、および高度な専門性を有する同時通訳および車両を手配すること。
- ・アテンドに際しては、限られた期間内で最大の効果を生む訪問先とルート进行调整すること。

ウ 継続的な交流

- ・令和 9 年度のトップセールスに向けて、関係団体等との交流機会を創出した上で、継続に向けた課題整理およびロードマップを提示すること。

（4）その他

- ・その他、秋田県の認知度向上や誘客促進に資するもので、受託者が提案する業務を実施することができる。ただし、経費は本契約額の範囲内で行うものとする。

5 求められる成果物

- ① 実施計画書（契約締結後、速やかに提出）
- ② 月次報告書（各月の調整の進捗状況を翌月 5 日までに提出）
- ③ 業務完了報告書（全業務の総括、および次年度以降に向けた提言を含む）
- ④ 現地事業者・メディアリスト（業務を通じて構築した連絡先リスト）

6 契約に関する条件等

（1）報告書の提出

- ・本業務の実施状況については、月次報告のほか、契約期間満了時には業務完了報告書を提出すること。
- ・上記報告のほか、必要な場合は適宜書面にて状況を報告すること。

(2) 再委託等について

- ・受託者は本業務のすべてを第三者に再委託し、又は、請け負わせてはいけない。
- ・受託者は本業務の一部を第三者に再委託することができるが、その場合は再委託先の概要と責任者を明記し、再委託する業務の内容、実施体制等を事前に書面にて提出して委託者の承認を得るものとする。

(3) 業務の履行に関する措置

- ・委託者は本業務（再委託した場合を含む）の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対してその理由を明示した書面により必要な措置をとるべきことを要求する場合がある。
- ・受託者は前記要求があったときは、当該要求に係る対応を決定し、10日以内に委託者に書面で提出しなければならない。

(4) その他

- ・受託者は本業務（再委託をした場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。また、契約終了後も同様とする。
- ・受託者は本業務（再委託をした場合を含む）を履行する上で、著作権、肖像権や個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守すること。
- ・本業務の履行に際し、フランス現地での事故、食中毒、盗難、または不測の事態（ストライキ等）により業務の遂行に支障が生じる恐れがある場合は、速やかに県に報告し、対応について協議すること。
- ・この仕様書に定めのない事項については、両者協議の上、決定する。